

第 4 2 号議案

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例の
制定について

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 2 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 1 5 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3
年度から令和 5 年度まで」に改め、同項第 6 号ア中「合計所得金額」
の次に「（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1
項第 1 3 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和
3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4
条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第
1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規
定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第
2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金
額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」を、
「1, 2 0 0, 0 0 0 円未満」の次に「である者」を加え、
同項第 7 号ア中「2, 0 0 0, 0 0 0 円」を「2, 1 0 0, 0 0 0
円」に改め、同項第 8 号ア中「2, 0 0 0, 0 0 0 円以上

3,000,000円未満」を「2,100,000円以上3,200,000円未満」に改め、同項第9号ア中「3,000,000円」を「3,200,000円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

第11条の2第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附則第10条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。））」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準

用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

- 3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

第 2 条 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例第 3 条の規定は、令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 第8期介護保険事業計画の実施に伴い、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めること。
- 2 所得段階区分の対象者を次のとおり改定すること。

所得段階	現 行		改正後	
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者 ③住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第2段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者		同 左	
第3段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者		同 左	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者		同 左	
第5段階	基準額	基準額	基準額	同 左
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の者		同 左	
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の者		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	
第10段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者		同 左	

第1段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	同 左
第2段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が800万円以上の者	同 左

- 3 平成30年度税制改正における個人所得課税の見直しに伴い意図しない影響や不利益が生じないように見直しを行うこと。
- 4 その他所要の規定整備を図ること。
- 5 この条例は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の保険料から適用すること。